

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 伊文保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 竹田 浅美	定員（利用人数）： 175名（193名）	
所在地： 愛知県西尾市道光寺町天王下30番地2		
TEL： 0563-57-3798		
ホームページ： www.ibun-hoikuen.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成17年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人へきなん乳幼児福祉会		
職員数	常勤職員： 33名	非常勤職員： 6名
専門職員	（園長） 1名	（幼稚園教諭） 1名
	（保育士） 30名	（保育補助） 2名
	（調理員） 4名	
施設・設備の概要	（居室数） 9室	（設備等）

③理念・基本方針

★理念

自由な中であって、大人も子どももお互いが思いやりの中で調和の取れた世界をこの場に創り出す。

そんな中で子どもたちがのびのびと育つことを願っている。

★基本方針

・一人ひとりに丁寧にかかわることにより、最大の利益と最大の発達を保障し豊かな乳幼児期を過ごす。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの最善の利益につながる「遊びの時間」を十分に確保している。
- ・一人ひとりを大切にする具体的な保育を実践している。
- ・居心地がよく、遊び込める環境を整えている。
- ・保育園に集う、子どもたち、保護者、地域の方々、職員にとって居心地の良い場であるように努めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 9月 5日(契約日) ~ 令和 5年 3月 1日(評価確定日) 【令和 4年12月19日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	3 回 (平成29年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆新たな運営法人の下で

運営法人の変更があり、園の雰囲気が一変した。法人代表の保育に懸ける思いに共感した園長はじめ職員が、新たな理念の下に確かな保育実践に取り組んでいる。新たな方針の下、次々と新しい取組みが始まっているが、的を射た活動・取組みに保護者も全面的に協力体制をとり、園への信頼感が益々高まっている。

◆園長の職員指導法

新たな経営者（法人代表）との出会いが、園長の職員指導法を大きく変えることとなった。これまでは、職員の疑問や課題に対して、一つひとつ懇切丁寧に教えていたが、今は職員の自主性を尊重して職員が自ら考えて行動するように見守っている。職員が上からの指示を待つのではなく、自ら動いて結果を出していくことが保育の質の向上につながるの考えに至ったからである。園長自らも、強い信念をもって職員集団の先頭を走っている。

◆居心地の良い空間

玄関ホールや保育室、職員室は色調が整えられ、自然物や観葉植物、生花や自然素材の小物などで飾られすっきりと整えられている。保育室にはソファやダイニングテーブルがあり、ゆったりとくつろぎホッとできる空間になっており園庭や窓から見える小庭も石や小物を雰囲気よく置き、壁には絵画が飾られている。

◇改善を求められる点

◆保育実践の見える化

事業計画と事業報告の関係に関しては、事業計画での「～をする。」との記述が、事業報告で「～をした。」と記述するに留まり、評価が曖昧になっている。1年間の保育の集大成ともいうべき事業報告からは、園長や主任、各職員の汗や努力の跡が見えてこない。事業計画に数値目標や具体的な到達点を設定することによって、事業報告で質の高い保育実践の成果（職員の頑張り）を見える化させてほしい。

◆リスクマネジメント体制の構築

「事故対応マニュアル」に事故発生時の対応と安全確保について手順が明確に記されていない。ヒヤリハット会議は行われているが会議に参加できなかった職員が会議記録を読んだかという確認は行われていない。委員会を設置し事故発生時の対応と安全確保について具体的な取り組みの検討を期待する。

◆感染症対策のための体制の整備

感染症対策においては、役割と責任が明確になっていない。担当者を中心にした勉強会も開催されていないため、感染症対策について役割と責任を明確にし定期的に勉強会を開催することが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

「一人ひとりを大切にする具体的な保育」「遊び込める環境」「ほっとできる空間」「子どもや職員の自主性」など、様々な取り組みを高く評価していただき、日々子どもたちにたくさんの愛情を注ぎ、頑張っている職員へご褒美をいただけたように思います。
改善点としてご指摘いただいた部分を検討し、さらにより保育が提供できるように努力をしていきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・b・c
＜コメント＞ 保育に対する法人代表のゆるぎない思い「子ども一人ひとりを大切にしたい保育を実践し、子どもの最善の利益を追求する」が、園長はじめ職員一人ひとりにまで浸透している。園が子どもにとっての快適な居場所となっており、自由でのびのびとした園生活を送っている。その保育実践に対して保護者も高い信頼感を示し、満足度は高い。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a・b・c
＜コメント＞ 数年前に運営母体の変更があり、現在の法人に経営移行された。それを契機として園運営の方向性も大きく変わっている。「子ども中心」の精神が保育全体に行きわたり、職員の価値観も一新された感がある。2ヶ月毎に開催される市の園長会や全国私立保育連盟（県支部）の会議、研修等に参加し、園運営に有益な情報を得ている。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・b・c
＜コメント＞ 「さらに居心地の良い園に」、「ICT化の推進」を現在の課題として捉えている。「居心地の良さ」は園に通う子どもに限らず、保護者や職員、また地域をも対象に考えている。令和7年度には新園舎の建替えが計画されているが、単にハード的な更新を行うに留まらず、心情的な面での充実も狙っている。「ICT化」に関しては、既に新しいシステムの導入が決定している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・b・c
＜コメント＞ 「伊文保育園 中長期計画」（2021～2025年度）があり、「保育計画に合った保育実践」、「組織の見直し、人材育成」、「施設整備」等の項目について、各年度の主要な施策を羅列している。地域交流や連携に関しては、年度毎の区分はされていないものの、継続的に園運営を行う上での十分な方向性を示している。		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・b・c
＜コメント＞ 中・長期計画に年度毎の指針を示しているが、単年度の事業計画への反映が薄い。事業計画と事業報告の関係に関しては、「～をする。」（事業計画）が「～をした。」（事業報告）に留まり、実際に園長や主任、各職員の汗や努力の跡が見えてこない。事業計画に数値目標や具体的な到達点を設定することによって、質の高い保育実践（職員の頑張り）が見える化する。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 園行事が主となるが、終了後の職員会議で評価・反省を行い、会議録に残して次回や次年度の計画立案に活かしている。随時保護者アンケート等を行い、保育の変更点（コロナ禍による計画変更）等に関する客観的な評価を得ている。職員が常に子どもや保護者の意見や要望を把握し、それを事業計画（保育実践）に反映させようとしている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって園（園長）と保護者との接点が少なくなっているが、園の現状をホームページ等を使って保護者に伝えている。事業計画の保護者周知に関しても、保護者アンケートには「ホームページ」や「パンフレット」の文字が多数並ぶ。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 市の方針もあり、第三者評価を定期的に受審している。今回が4回目の受審である。保育の質の向上を目的として、毎年「新・保育環境評価スケール」を使った自己評価を行っている。職員全員が対象で、グループごとに集計して精査している。それらの結果を集めて、園長が最終的な分析（園の強み、改善点の抽出等）を行っている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 自己評価の分析結果から、「科学的な保育」部分の弱さを導き出し、保育現場での改善に取り組んでいる。法人代表がヒントを出し、園長や職員が具現化させている。保育ルームの間仕切りや机・いすの配置、壁や備品の塗り替え、黒板の撤去等々、科学的な根拠の下に改善が進められている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長の役割りや責務は「管理規程」に明記されており、不在時の権限委任先は主任保育士であることが読み取れる。職員会議等の機会を捉え、常に職員に対して理念に基づく自らの考え方を表明している。職員も、園長の考え方に理解を示している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 法人代表が、子どもの権利擁護に関しての造詣が深く、園全体にコンプライアンス意識が高い。法人主導によるテーマ別研修でも、幼児虐待等をテーマにして、外部講師を呼んだり法人代表が講師を務めたりして研鑽に励んでいる。法人代表が出演した子どもの人権に関するTV映像をブログで動画配信し、保護者の共感にも繋がった。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 上からの指示を待つのではなく、職員が自ら動いて保育の質の向上に努めている。広い園庭は芝に覆われており、その世話は園長や職員が行っている。園庭にビオトープが造られ、保育ルームは様々な改善が施された。一見、構造的なハード面の改善ともとられるが、根底には子どもの居心地の良さの追求がある。あえて、芝生の世話を子どもに見せている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 子どものための新たな取組が増える中、職員の業務負担が重くなるのではとの懸念があるが、時間の有効活用が図られ、時間外労働の減少や有給休暇の取得率の向上に繋がっている。やらされ感がなく、職員は協調性を持って楽しく保育に取り組んでいる。職員の精神的なゆとりからか、家族アンケートには「職員が優しい」との多数の回答が寄せられている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 良い意味で、法人の事業展開は「成り行き任せ」であり、将来的な必要人材の確保や採用計画はない。欠員が生じたときに、適宜採用活動を行っている。人事管理は、主として定着対策に置かれており、安定的な職員雇用を実現するために働きやすい職場づくりを進めている。育児休業後の職場復帰は常態化しており、働きやすい職場は実現していると言って過言ではない。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 法人の方針もあり、キャリアパスの構築、人事考課制度の導入、目標管理制度の運用等は未整備である。現行は、カリスマ性の高い法人代表の篤い思いに共感した園長、職員が一丸の職員集団を形成している。それ故、職員一人ひとりを見る（仕事ぶり、熱意や成果を評価する）目はアナログである。「科学的な」見地での人事管理の検討が望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<コメント> 人事管理の主眼を安定雇用を目的とした働きやすい職場づくりに置いており、個人面談で就業意向を聞き取って職員配置（クラス編成）に活用する等、職員目線の施策を講じている。時間外労働は少なく、有給休暇の取得率も70%超と高い。職員は楽しく働いており、働きやすい職場は実現している。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<コメント> 毎年度末に園長が個人面談を行い、個々に1年間の振り返りを行い、次年度に向けての抱負や意見を聞き取っている。目標を定め、それを達成することによって職員個々の資質を向上させるという手法は採らず、職員が自ら伸びようとする姿を重んじ、それをサポートする体制を構築している。実効はあるようであるが、職員育成の客観的な成果が見えづらい。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	③ ・ b ・ c
<コメント> 「伊文保育園 中長期計画」の中に職員育成の基本的な方針が示され、それに沿った研修を行っている。履修後に「出張命令及び研修報告」を作成し、所感として、研修での気づきや今後の保育実践への活用を宣している。その後の保育実践を会議で振り返り、「研修会議録」として残している。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<コメント> 階層別研修や職種別研修は、主として市・子ども課や県・私立保育連盟が主催する研修に委ね、法人としてはテーマ別研修に力を注いでいる。法人代表が講師を務めたり、外部講師を招聘したりした専門的な研修もある。園内研修を法人内の他園に案内し、希望すれば相互に参加は自由である。研修参加を強制せず、職員個々の自主性を尊重している。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑤ ・ b ・ c
<コメント> コロナ下ではあるが、今年度は10名近い実習生の受入れがある。実習生の受入れ手順を記載したマニュアルがあり、それに沿って実習が行われている。実習の終了時には反省会を行い、実習生の他に園長、主任、実習担当者等が集まって実習を振り返っている。実習を担当した職員の「実習で得た自らの学び」も記録されている。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人のホームページはなく、園のホームページを充実させて情報提供している。法人代表がテレビ出演した際には、その部分をホームページのブログ欄で動画配信し、保護者にも法人や園の姿勢を伝えている。課題として、園運営の透明性を担保すべき苦情情報の公表・公開がない。「伊文保育園苦情解決実施要綱」の見直しを含め、適切な苦情情報の開示が望まれる。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 園における現金の管理は小口現金制をとっており、購買等で発生する現金の出納は「申請書」によって行われている。決裁者を園長とし、現金出納の担当を主任が受け持ち、園内における内部牽制を働かせている。行政の監査においても、特段の指摘事項はない。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 地域との関わりの基本的な考え方が、「伊文保育園 中長期計画」の中で示されている。地域の神社（伊文神社）の祭礼には、5歳児クラスの子どもによる子ども神輿の奉納が行われた。子ども神輿の巡行・奉納には、保護者で構成される「おやじ会」の協力がある。コロナ収束を待ち、高齢者施設との交流、地域の防災訓練への参加等の取組みが再開される。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> 「ボランティア受け入れマニュアル」が整備されている。コロナ前と比較すれば、ボランティア受入れの減少はいたし方ない。それでも、コロナの感染状況が緩んだ機会に、バルーンアートやシャボン玉おじさんをボランティアとして受け入れている。来春の採用内定者が、有償ボランティアとして保育現場に入っている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 主要な関係先が電話帳リストに記載され、短縮ダイヤルにも登録されている。市のこども課に限らず、卒園生が就学する10の小学校や児童相談所、市の家庭児童支援課、教育委員会、保健所等とも、必要に応じて連携が図れる体制である。地域にとっても園が重要な社会資源として認められており、町内会の会合には園長が出席している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 市の園長会や町内会の会合に参加し、保育に関するニーズを超えた幅広い情報を集めている。月1回開催される「子育て支援サークル」に参加する未就園児の保護者からも情報を取得している。町内会の回覧板を利用して「支援センターだより」を配付し、事業を案内するに留まらず情報提供を呼び掛けている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 在宅の未就園児の埋もれた保育ニーズを掘り起こそうと、地域の公園で遊ぶ親子に積極的に声かけをしている。地域との連携（地域貢献、公益的活動）として、災害時の避難所登録、防災スピーカーの設置、ごみ集積場所としての場所提供、AED設置の地域広報等がある。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「子どもの権利条約」や「保育所保育指針」の内容を取り入れて「職員申し合わせ」という冊子を作っており、職員間で周知している。性差への対応は、名簿を生年月日順にして先入観による固定的な対応をしないようにしている。文化の違いも受け入れ、宗教上の理由で給食の食べられない物がある子どもにも、職員間で情報を共有して対応している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護について、職員は「個人情報保護同意書」にサインをしている。虐待について、今年度は対応ケースはないが、市の「子どもを守るための連携について」（子どもの虐待対応マニュアル）があり、関係各所と連携を図っている。身体測定は体育着、おむつとシャツで着衣のまま測定し、シャワーの着替えの際はカーテンを引いてプライバシーを守っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園を紹介するA4両面カラー印刷のパンフレットがある。市の子育て支援センターや保健センター、公共施設等に置いている。園生活の動画をホームページでも紹介している。コロナ感染症対策のため、利用希望者に入園説明会は行っていないが、園に併設する子育て支援センターの企画で、園生活について園長、主任が説明して情報を提供している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園の際には「重要事項説明書」（保育内容について記載）を使って、園長が保育内容等を詳細に説明している。保育の開始、変更時には保護者の同意を得て、同意書に署名をもらっている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所の変更時には、保育が継続できるように「入園面接申込書」や「個別記録」、「配慮事項」、「スポーツ振興センター関連書類」、「健康の記録」等の書類を転園先と連絡をとって送付している。卒園の際に入学を祝うはがきを各家庭に送っているが、保育終了後にも相談できる旨の記載がない。保育終了後も、子どもや保護者が相談できることを記載されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者アンケートは年3回、行事（運動会・夏祭り・発表会）後に行って利用者満足について聴取している。聴取した意見について、さらに深めるために父母の会の役員から聴取することもある。懇談会は、コロナ感染症対策のため希望者に対して担任が行っている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 苦情解決の体制は整っており、「重要事項説明書」に記載され、保護者に説明もしている。「ご意見・ご要望の相談における際の第三者委員の役割について」や「苦情解決のしくみフロー」、「意見・要望等の受付書」というマニュアルを市の保育課と連携して整備している。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保護者が相談しやすいように、相談窓口（苦情受付担当者）は主任の他に第三者委員もやっていることを文書で知らせている。相談の場所は併設の子育て支援センターが15時終業のため、それ以降は子育て支援センターを使用できる。個室になっており、プライバシーに配慮して話ができる。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 職員は、保護者の送迎の際に相談しやすい雰囲気を作っている。意見箱は玄関ホールに設置されているが、直近の数年間意見箱に意見が入っていたことはない。意見箱に意見が入っていた場合には、職員で検討して対応策を講じ、その内容に適した方法でフィードバックしている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> リスクマネジメントの責任者は明確になっているが、委員会は設置されていない。「事故対応マニュアル」は整備されているが、事故発生時の対応と安全確保についての手順が記されていない。ヒヤリハット会議は行われているが、会議に不参加の職員が会議記録を読んでいるのか確認されていない。委員会を設置し、事故発生時の対応と安全確保について具体的な取組の検討を期待したい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って対応を行っている。感染症対策においては、責任と役割が明確になっていない。担当者を中心とした勉強会も開催されていないため、感染症対策について責任と役割を明確にし、定期的に勉強会を開催することが望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 災害時には園が市の指定避難所になっており、地域と密着した避難訓練を年に1回行っている。地域の防災倉庫も園庭に隣接され、その倉庫の鍵も園で保管している。立地条件から、津波の際には北浜川が氾濫して浸水被害が予測される。園は平屋のため、子どもが歩いて徒歩5分で到着することができる「福祉センター」（2階、屋上あり）に避難するための訓練も行っている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 標準的な保育については、3ヶ月ごとのデイリープログラムが文書として作成されている。デイリープログラムは、具体的な保育実践について記載されている。行事や園独自の企画内容については「申し送り事項」としてファイルに記録され、職員間で周知されている。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保育の標準的な実施方法の見直しについては、週や月毎の職員会議で見直しをしている。さらに年度末に、職員で検証をして見直している。見直しの結果、変更・改定部分については、全職員に周知が図られている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<p><コメント> 入園の際に「入園児面接用紙」に沿って聞き取りを行っている。アレルギーのある子ども、特別に配慮の必要な子どもに関しては「個別面談内容」を聞き取りしている。「個別指導計画」の作成にあたっては、保護者のニーズや市の主催する「ぽっぽ教室」（3歳児健診後のフォロー教室）の担当職員と連携を図っている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画は毎週、毎月、担任と園長・主任で見直しをしている。園全体で取り組む「課業」については、年間で計画を立てて月毎に職員で見直しをしている。年案は年度末に見直し、次年度の指導計画の策定に反映させている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの発達状況や生活状況が「保育の記録」や「個別指導記録」のファイルに記録されている。記録については「保育所保育児童要録の書き方」という資料が職員に配付されており、記録する職員によって記録する内容や書き方に差異が生じないよう工夫をしている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 個人情報保護については「プライバシー保護マニュアル」や「マイナンバー取り扱い規定（目的通知書）」のマニュアルが策定されている。保護者には「個人情報使用同意書」や「写真記載同意書」について説明し、署名をもらっている。職員に対して、記録の管理についての教育や研修が行われていないため、計画的な取組みが望まれる。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」には「保育所保育指針」や「子どもの権利条約」の趣旨が記載され、園の理念・目標・方針が明記されている。特に配慮すべき事項として、「健康を守る」、「食育を推進する」、「異年齢、地域とのかかわりを大切にする」、「人権を大切に、共に育ちあう」、「ESDを取り込んだ」、「小学校への円滑な接続に向けた」、「保護者と共に進める保育」等々について具体的な記載がある。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>室内にソファやダイニングテーブルを置き、家庭的な雰囲気の中で子どもが生活できるようにしている。園内は色調を揃え、色が増えないよう配慮されており、自然物を利用した子どもの制作物が壁面を装飾している。室内から見える小庭には、石臼や植物があり、石が配置された美しい空間づくりが心掛けられている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育方針に「一人ひとり具体的に丁寧にかかわること」を掲げている。「子どもの権利条約」の趣旨に沿い、食事や排泄、着替え等が、子どものリズムやペースに応じて少人数でできるような体制がとられている。言葉かけは指示命令口調ではなく、子どもにとって必要な言葉が穏やかに語られている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>食事や排泄、着替えは少人数で行い、3歳未満児の場合は毎回同じ担当者が行う体制にしている。戸外に出る際の着帽や上着を着る習慣も、職員の指示ではなく、子どもが自身で気づけるように言葉をかけている。3歳以上児においては、食事の開始時間が示され、子どもは自分のペースで自ら遊びを切り上げて食事を摂っている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの興味に合わせたおもちゃを用意し、自由に遊べるようにしている。子どもの遊びを生み出す環境として「役割遊び」や「構成遊び」、「描画工作」、「机上」、「楽器」等の環境それぞれに道具や遊具があり、自分で自由に出せるよう準備している。子どもが主体的に活動できるように、1日の中で自由に遊べる時間を多くとっている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p><コメント></p> <p>ソファやダイニングテーブルのある家庭的な雰囲気の保育室で、少人数に分かれて食事や排泄の世話が行われている。子ども一人ひとりの興味に沿い、室内や戸外で過ごす場を選んでいる。遊具は発達に合わせて80種類あり、全て子どもが触れることができるようにしてある。家庭との連携は「連絡ノート」で行っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>1、2歳児がそれぞれの興味に応じ、室内で体を動かしたり、園庭の坂道をくぐって遊べる環境がある。室内では豊富な遊具と生活の模倣ができるよう、ままごとの教材にこだわり、手先を使って遊べるようなトンネルや弁当箱も遊具にしている。子どもの遊びを職員が複数で見守る時には、職員同士がアイコンタクトをとり、子どもが遊びに夢中になれるようにしている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 3、4、5歳児は、職員の意図的なテーマを持った「課業」に取り組んでいる。年間の計画に沿って11月は「季節」、12月は「生き物」、1月は「世界」に取り組んでいる。テーマを子どもと担任で深め、季節から四季に取り組むクラスや各自の誕生日がどの季節なのかに取り組むクラスもある。その他の保育活動も含め、保護者に「年齢だより」として発信している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 配慮の必要な子どもは15人いる。個別指導計画を作成している。市の「ぽっぽ教室」（3歳児健診後のフォロー教室）の職員と連携して情報共有する他、巡回による作業療法士や心理士との連携を図っている。職員は年に2度、事例検討を行い、様々な障害特性に関する研修を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 長時間保育時に3歳未満児は安定して過ごせるよう保育室を通常の保育室にしている。3歳以上児は異年齢の混合、2クラス（17時半、19時と降園時刻でクラス分け）で過ごしている。18時半に園からおやつを提供しているが、子どもが自分のペース、タイミングで食べている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 全体的な計画の中に「小学校への円滑な接続に向けた保育」が記載されている。西尾小学校の教諭が「出前授業」として年長児に話をし小学校生活への見通しを持つ機会になっている。小学校主催で保護者と子どもが参加する「体験入学」があり通学路を親子で帰る企画もある。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 健康管理は0歳から5歳まで年齢ごとに「保健年間計画」を作成している。子どもの健康状態は毎日家庭と連携をはかり「健康チェック表」で把握している。園で子どもの体調悪化やけがが起きた際には保護者に連絡し、帰宅後に電話で確認をし次回登園の際に聞き取りをしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 年2回内科健診・歯科検診を行っている。健康診断・歯科検診の結果は記録され、職員は集計を見ることができる。保護者には歯科健診の結果は書類にて内科健診の結果は口頭で当日に知らせている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> アレルギー疾患があり園で対応している園児は6名。「アレルギー対応についてのマニュアル」が作成されている。アレルギー会議は調理員、主任、園長で毎月開催している。その結果を保護者に文書で伝え確認をしている。食事の提供の際にはアレルギー疾患児の隣に保育士が付き食後も他児の食べ物や衣服が身体についていないかを確認している。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 全体的な計画に「食育を推進する保育」が記載され「食育計画」は年齢毎に作成されている。自分のペースやタイミングで食事ができるよう子どもが座りたい場所に着席。そこに保育者がワゴンを移動し子どもと食べられる量を相談し配膳をしている。食器は陶器でメニューにより変えている。3か月に1度おやつを手作りし食への関心を深めている。家庭と連携し宗教上の食生活に対応している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 冬至に合わせて12月はカボチャとチーズを合わせて餃子の皮で包むおやつを子どもと手作りをしている。地域の特産物を使用した「てんちゃ飯」を提供している。市子ども課の「衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理が行われている。保温ジャーを使用し主食のごはんは暖かいまま提供している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> コロナ感染症流行のため保育参観が行えないため、1年に2度遊びと食事の様子を動画配信している。3歳未満児は連絡帳で家庭との連携を図っている。季節ごとにホームページの更新を行い、園生活の雰囲気発信している。毎月、「園だより」「年齢だより」を発行し保護者と子どもの成長を共有している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保護者と送迎時のコミュニケーションをとるようにしている。保護者から相談を受けた保育士は内容によっては園長や主任に相談し、面談に同席している。相談の時間は保護者の就労や個々の事情に応じて配慮している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 「保29」で述べたが市の「子どもを守るための連携について」（子どもの虐待対応マニュアル）があり、家庭で権利侵害の疑いのある子どもを発見した際の対応は市と連携を図っている。権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応に向けて、子どもの状態や行動、虐待等権利侵害に関する理解を促す職員研修の開催やマニュアル周知のための取組をされたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保育士の自己評価は「愛知県保育士会」から出されているものを使い年度末に行っている。保育実践で悩み、疑問があると法人併設園「へきなんこども園」に出向き、保育を学ぶ体制がある。月に3、4回出向いている。定期的に法人園合同による「課業」についての研修会に参加し専門性の向上を図っている。		